

廃業届

次のとおり建築士事務所を廃止したので建築士法第23条の7の規定により届けます。

年 月 日

届出者 住所
氏名

指定登録機関

一般社団法人山梨県建築士事務所協会会長 殿

1 廃業した者の登録番号 及び年月日	山梨県知事登録	第 年	月	号 日
2 廃業したものの住所 氏名事務所所在地				
3 廃業年月日	年	月	日	
4 一級建築士事務所、二 級建築士事務所又は木 造建築士事務所の別	建築士事務所			
5 廃業理由				
受 付 欄	処 理 欄			
	決 済 日	年	月	日
	登 録 簿 抹 消	年	月	日
	完 結	年	月	日